伯耆町教育振興基本計画

(平成23年度~平成32年度)

豊かな心が育つまちづくり



平成 23 年 2 月 伯耆町教育委員会

目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 計画の趣旨及び位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 計画期間および進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 伯耆町の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第4章 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
■基本方針1 学校教育に関する基本方針 ・・・・・・・・・・	5
■基本方針2 社会教育に関する基本方針 ・・・・・・・・・・	5
第5章 施策方針 ••••••••••••	5
1 「学校教育に関する基本方針」の施策方針 ・・・・・・・・	5
2 「社会教育に関する基本方針」の施策方針 ・・・・・・・・	6
第6章 事業展開方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 学校教育関係事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 社会教育関係事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
計画体系図 ••••••••••••	1.3

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨及び位置づけ

近年の教育をとりまく環境は、科学技術の飛躍的な進歩、情報化の進展や国際化など輝かしい発展がある一方で、少子高齢化、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、家庭・地域の教育力の低下や社会における安全・安心の確保など様々な課題も発生しています。

このような環境の変化は、本町にも当てはまるものであり、大小の違いはあるものの同様な課題に直面しています。

国では、こうした課題に取り組むため、平成 18 年に約 60 年ぶりに教育基本法の改正が行われました。この改正により、国においては、総合的かつ計画的に教育の振興を推進するための教育振興基本計画を策定することになり、地方公共団体においても、教育振興基本計画を策定するよう努めることとされました。

これまで伯耆町の教育行政は、総合計画、伯耆町が目指す学校教育、生涯学習基本方針、人権施策推進計画、男女共同参画推進計画など、分野別の個々の計画・方針によって取り組んできましたが、この度、教育基本法の目的や理念に基づき、本町においても、教育の振興に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、伯耆町教育振興基本計画を策定しました。

そして、本計画は、本町総合計画に連動した個別計画として、伯耆町の教育全般の 基本的な方針となるもので、教育振興のための施策を総合的かつ体系的に示すもので す。

2. 計画期間及び進行管理

■計画期間

平成23年度から平成32年度まで(10年間)

計画のうち、基本理念・基本方針は、今後 10 年間で伯耆町の教育が目指すべき 将来像です。施策方針及び事業展開方針は、基本理念・基本方針を実現するための 今後 5 年間の取り組みの方向性を示すものです。

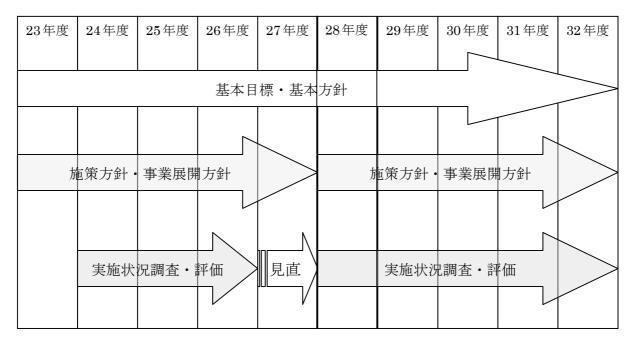
■進行管理

施策方針及び事業展開方針に基づき実施した取組・事業については、点検・評価を行いつつ、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。

さらに、施策方針及び事業展開方針は、平成27年度に総合的な点検・評価を行い、後期5年間に向けて見直しを行います。

なお、見直しの際には、第2次伯耆町総合計画の策定が予定されることから、総合計画に連動し、整合性がとれるよう調整を行います。

■計画期間及び進行管理イメージ



第2章 伯耆町の現状と課題

伯耆町は、国立公園大山や一級河川日野川など自然に恵まれた風光明媚な町ですが、少子高齢化、人口減少や農地の荒廃といった課題を抱えています。特に少子化については、平成17年度の中学校入学者数は228人でしたが、平成22年度には193人になり、平成27年には149人になると予測されていて、僅か10年の間に約35%減少します。本町では、平成20年2月に学校教育検討会を設置し、少子化に対応しつつ、より良い教育環境を確保するため、今後の学校教育のあり方の検討を進めてきました。平成21年7月の答申を受けて、学校教育専門委員会での調査・研究や住民との意見交換を行いながら、学校の配置について方針を決定したところです。

しかしながら、本町の教育に関する課題は、このような少子高齢化といった地方で顕著な課題ばかりではなく、近年の高度情報化などにより、子どもたちが様々な情報を手軽に入手できることから、情報の取捨選択や情報モラルといった課題への対応も必要になっています。

また、平成21年7月の学校教育検討会の答申では、全国的に家庭や地域の教育力低下による規範意識や道徳心、自立心の低下している現状があり、「伯耆町においても、近年の社会状況の変化、ライフスタイルの変化は、町民意識の多様化、教育に対するニーズの多様化につながる一方で、家庭の教育力と地域の教育力の低下を招く現状にあり、非常に懸念されているところです。」と指摘しています。

このことは、今日的な教育課題は、学校の中だけで解決できる課題ではなく、家庭・

地域などとの連携や学校教育と社会教育の連携などが必要になっていることを示しています。

このような、多様化・複雑化しつつある課題に対応していくためには、学校教育や生涯学習といった教育関係分野の課題を明確にしつつ、総合的で体系的な計画の策定と実行が必要になっています。

第3章 基本目標

基本目標「豊かな心が育つまちづくり」は、伯耆町総合計画基本構想における町の将来像「森と光が織りなすうるおいのまち 共生と交流の伯耆町」に取り組むための教育関係分野の基本方針であり、教育分野における町づくりの理念となるものです。

この理念を教育振興基本計画の基本目標とし、本計画と総合計画の整合性を図ります。

「豊かな心が育つまちづくり」

住民一人一人が輝いているためには、ものの豊かさだけではなく、心が豊かに暮らせることが大切であり、心の豊かさは潤いのある人生をおくるための大切な要素です。

また、まちづくりは人づくりと言われるように、人材を育成することは、本町の貴重で重要な資源を確保することであり、町の発展のためには、創造性にあふれた心豊かな人づくりを継続的に取り組む必要があります。

このため、学校教育においては、将来を担う子どもたちがたくましく豊かな人間性を 育むよう指導・支援を行います。

また、子どもたちだけではなく、住民においてもそれぞれのライフスタイルに合わせて、地域の自然や歴史文化に学び、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざすための生涯学習環境の充実を図る「豊かな心が育つまち」を目指します。

第4章 基本方針

基本目標である「豊かな心が育つまちづくり」を目指して取り組みを進めるに当たり、子どもたちが町の将来を担う人材として、また、社会の一員として広く活躍する人材として育むための学校教育と、住民一人ひとりが健康で生き生きと暮すために、自らが生涯にわたって主体的に学び続けることができる基盤づくりが求められています。

基本方針は、基本目標を達成するための「学校教育」と「社会教育」の各分野におけ

る取り組みの指針・方向性を示すものであり、目標となるものです。

■基本方針 1 学校教育に関する基本方針

「社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成」

~確かな学力と人間力の育成~

伯耆町教育がめざす「社会の一員として自立して生きていく」とは、具体的には「社会の中で、社会を支えて生きていく人」「生涯にわたって自己実現をめざす自立した人」「健やかで、心豊かに生きていく人」「ふるさとに誇りを持ち、一人ひとりを大切にする人」を育成することにあります。

小学校・中学校は、その基礎・土台づくりを行うための大切な時期です。そのため、 児童生徒には、この時期に学ぶべきことを単に知識として知っているのではなく、「確 かな学力」、豊かな人間性・社会性、健康・体力などの「人間力」を確実に身につける ことができるよう育成します。

■基本方針2 社会教育に関する基本方針

「学び続けるための基盤づくり」

人々が生き生きと暮していくためには、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちと交流し、お互いに認め合い高め合いながら暮すことが大切です。

そして、創造性に溢れ、前向きな志向性を持ち、たくましく豊かな心を持つようになった人々が人財となって、活気あふれる町がつくられて行きます。

このような人づくりと町づくりを目指し、社会教育、社会体育、文化活動など、様々な分野に及ぶ住民一人一人のニーズに対応できて、生涯にわたって学び続けることができる基盤づくりを推進します。

第5章 施策方針

基本方針を実現するための主要な施策を定めたものが、施策方針です。今後、特に重点的に取り組むべき施策を、「学校教育に関する基本方針」と「社会教育等に関する基本方針」ごとに示しています。

- 1.「学校教育に関する基本方針」の施策方針
- (1) 学校・家庭・地域の連携

子どもたちは、学校だけではなく、家庭や地域での日常生活の様々な場面からも、多くのことを経験し、学びます。これらを学習の機会ととらえ、効果的な教育を行うには、学校・家庭・地域の連携は必要不可欠です。学校・家庭・地域の全てに深く関係している町内の PTA 組織への支援や協力体制の強化を図りつつ、地域全体での「見守り」と、子どもと大人が共に学び育つ「共育」環境を作るための連携の仕組みづくりに取り組みます。

また、学校からの積極的な情報発信、学校・家庭・地域それぞれの情報交換や相互支援を充実させることで、より効果的な事業の実施に努めます。

(2) 保・小・中の滑らかな接続

現在、保育所・小学校・中学校では、それぞれが保育指針・学習指導要領により、保育・教育を行っています。これを一貫した目標・方針、15歳卒業時の目指す姿、さらには一人ひとりの子どもに関する情報の共有などを図ることで、より効果的な教育が可能になります。

また、様々な交流による縦のつながりの強化によって、保から小、小から中へ進 学する際の「ギャップ」の対策や精神的な成長にも、保小中の一貫性のある教育は 期待されており、保・小・中の交流学習や保育士や教員の合同研究などを推進し、 保育所・小学校・中学校の滑らかな接続を図ります。

(3) 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

将来、社会で活躍し、地域を担う、確かな学力「知」と豊かな人間性や社会性「徳」、 そして健やかな体「体」のバランスがとれた子どもたちを育てるためには、教育内 容についても知育・徳育・体育のバランスがとれていなければなりません。

そのため、教育内容の充実、子どもたち一人一人の成長の把握と発達段階や場面 に応じた的確な指導に努めます。

(4) 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備

教育は、児童生徒と教職員との関わりだけではなく、それを支援するための仕組み・環境づくりや施設・設備の充実も大切な要素です。

教育に関するニーズの把握、教員の指導力・使命感の向上や安全安心で質の高い教育環境づくりに努め、より充実した学校運営体制の整備を図ります。

2. 「社会教育に関する基本方針」の施策方針

(1) 生涯を通じて学ぶための環境整備

地域住民が、自己を高めるために生涯を通じて学び、総合的な学習システム、 多様なニーズに対応できる学習内容、活動拠点の充実などに取り組みます。住民 がそれぞれのライフスタイルに合わせ、いつでも、どこでも学ぶことができて、 新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす生涯学習環境を整備します。

(2) 町全体で取り組む青少年の健全育成

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者達が将来に希望を見出すことが困難な状況にあります。

そのため、青少年の健全育成には、これまで以上に多くの支援や協力が必要とされています。そのため、町全体で子ども達を育てる環境の整備に取り組みます。

(3) 人権尊重のまちづくりの推進

誰もが、個性や能力を十分に発揮することができる社会をつくるために人権尊重を推進するとともに、同和問題、情報保護、子ども・女性・高齢者・外国人・障がい者・病気にかかった人の人権など、分野ごとにそれぞれ所管する関係機関等との連携を図りつつ、横断的な取り組みを行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

(4) 芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

本町の貴重な文化財、人的資源や地域固有の文化を大切にし、一層の文化振興に 努めるとともに、次世代に伝承します。

また、住民が、芸術・文化に身近なものとして触れあい、関心を高めることで、 豊かな人間性を創造できるよう支援します。

第6章 事業展開方針

事業展開方針は、施策に基づく具体的な個別事業の方向性・目標を示すものです。

1. 学校教育関係事業

基本方針1 社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成

施策方針(1)学校・家庭・地域の連携

事業展開方針		
方 針	説 明	主な取組
	社会状況の変化やライフスタイルの変化は、住民	・家庭と学校の連携強化
1	意識・ニーズの多様化につながる一方で、家庭や地	・家庭学習の手引の活用
教育の原点であ	域の教育力の低下を招く現状にあります。	推進及び利活用方法
る家庭教育力の	あいさつ、礼儀、基本的生活習慣などは、家庭や	の周知徹底
向上	地域の教育に負うところが少なくありません。	・生涯学習事業や子育対
	また、乳幼児期の温かい人間関係・家庭環境の中	策事業との連携 な

	で育まれる基本的生活力・人間関係能力に負う資質	ど
	もあり、就学前の教育も大切です。学校と家庭の連	
	携により、家庭の教育力が向上できるよう支援しま	
	す。	
2	子どもたちの健全な成長を育むためには、町民み	•学校支援地域本部事業
地域全体で子ど	んなが関わり、学校と家庭・地域などが連携して地	・コミュニティ・スクー
もを育み、地域が	域協働による「共育」や「見守り」の推進が必要で	ル推進事業
学校を支える仕	す。	• 中学校聴講生制度
組みづくり	そのため、地域と学校との連携をより密にし、地	・スクールガードリーダ
	域により積極的に学校の管理・運営に関わっていた	一事業
	だくことができるような体制づくりと取組を行いま	•青少年育成伯耆町民会
	す。	議との連携など

施策方針(2)保・小・中の滑らかな接続

	事業展開方針	
方 針	説 明	主な取組
	子どもの教育に関して、幼児期から15歳の中学	• 幼保小接続推進事業
	校卒業まで、一貫した教育目標や指導計画に基づい	・小中学校教員・児童生
	て行うことで、教育活動のより高い効果が期待でき	徒の交流
1	るほか、「接続の段差が少なくなる(中一ギャップの	・中学校教員の小学校へ
一貫した理念に	解消)」「児童生徒の情報の共有」「異年齢交流で自己	の派遣
基づく保育所・小	肯定感・自己有用感・成長へのあこがれが期待でき	・定期的情報交換会の実
学校・中学校の連	る」といった様々な効果も期待できます。	施など
携・接続の改善	一貫教育を推進するため、一貫教育のあり方につ	
	いて調査・研究を行い、実施体制の充実、幼児・児	
	童・生徒や教員の交流、情報の共有化などに取り組	
	みます。	

施策方針(3)知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

	事業展開方針	
方 針	説 明	主な取組
1	本町が目標とする「社会の一員として自立して生	・学力向上施策の推進
確かな学力と規	きていく児童生徒の育成(確かな学力と人間力の育	・人権・道徳、食育、体
範意識、豊かな心	成)」を実現するためには、学力向上に向けた取組、	験学習、郷土学習など
と健やかな体を	社会性や忍耐力を身に付けるための体験学習、人を	人間力育成教育の推
育む教育の充実	思いやる気持ちや人としての生き方を考える人権学	進

	習・道徳教育、郷土を愛し誇りを育む郷土学習、健	・スポーツの啓発
	やかな体づくりのための食育・体育活動、情報教育	・ALTの配置
	など、様々な分野の教育・指導が必要です。	・ICT環境の整備
	そのため、必要な教育・指導を、バランスよく総	・学力調査の実施
	合的に推進するとともに、分かる授業・魅力ある授	など
	業に努めます。	
	教職員が、個々の児童生徒の状況に応じて、必要	・特別支援学級及び就学
	なときに必要な指導が行えるよう、児童生徒の生	支援体制充実
2	活・学力・学習状況の把握と情報の共有化などによ	・学校運営の改善支援
発達段階に応じ	る指導体制の充実を図ります。また、学校について	・学習支援員の配置
た、きめ細やかな	の評価とPDCAサイクルの実施などにより、学校	・スクールソーシャルワ
指導体制の充実	全体で取組体制の充実を図ります。	ーカー、スクールカウ
	さらに、子どもたちの悩みや問題に的確に対応で	ンセラー配置 など
	きる取組の充実を図ります。	

施策方針(4)安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備

	事業展開方針	
方 針	説 明	主な取組
	児童生徒の育成には、教職員が専門性をより磨く	
	など、教職員の技能・資質向上は欠かせません。	・教職員研修の充実
1	また、教職員が能力を発揮するためには、教職員	・専門家の活用などによ
教員の資質向上	が子どもたち一人一人に目を配ることができて子ど	る小中学校への的確
と一人一人の子	もたちに向き合える環境が整備されていることも必	な指導助言の実施
どもに教員が向	要です。	・少人数学級の継続
き合うための環	そのため、指導力向上のための研修や教育に関す	・学習支援員の配置
境の整備	る情報の入手・提供の充実など人材育成に努めるほ	・学校図書館職員の配置
	か、少人数学級の継続や学習支援員の配置など教員	など
	をサポートするための取組の充実を図ります。	
	学校教育の充実は、教職員の指導だけではなく、	• 学校施設整備
2	学びの場の環境を整備することも大切です。	・学校配置方針の決定
♥ 安全安心で質の	学校の耐震化や改修など施設の整備は、早急に行	• 学校事務共同処理
安主女心で真の 高い教育を支え	う必要があります。	・スクールバスの運行体
高い教育を又え る教育環境の整	また、ハード面だけではなく、スクールバス運行	制の充実
る教育環境の登	体制の充実、スクールガードリーダーの継続配置な	・スクールガードリーダ
ŬĦ 	どソフト面での安全安心を確保し、より充実した教	一事業
	育を受けることができる環境の整備に努めます。	など

2. 社会教育関係事業

基本方針2 学び続けるための基盤づくり

施策方針(1)生涯を通じて学ぶための環境の整備

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
		・公民館改修又は空公共
	公民館、図書館、文化センターなどは、地域にお	施設の有効活用
	ける学びの拠点であり、近年では地域の福祉活動や	・公民館を核とした住民
	住民活動の場としても利用されています。	活動の支援と関係課
	いつでも、誰でも気軽に学ぶことができて、集い	との連携
	憩うことができるよう、住民の学習ニーズに応じた	・生涯学習情報の積極的
^① 生涯学習の推進	学習活動の充実、幅広い世代を対象にした事業の展	な発信
土涯子自の推進	開や情報発信などソフト面の一層の充実とバリアフ	・公民館活動のさらな
	リー化などハード面の整備充実を図ります。	る充実と参加者の増
	また、地域の人々や団体と連携しつつ、生涯学習	・地域指導者の発掘
	推進体制の整備や地域の活性化に向けた活動の支援	・図書館の利用促進と読
	に努めます。	書活動の推進
		・成人団体の育成 など
	生涯を健康で生き生き暮らすためには、スポーツ	•関係課と連携した健康
	などによる健康づくりが大切です。	事業の推進
2	町内の運動施設を利用した各種スポーツ大会や運	・スポーツ関係団体の育
生涯スポーツの推進	動会などのスポーツイベントが、より盛んになって	成及び活動支援
	参加者が増えるよう、体育関係団体の活動の支援や	体育施設の維持修繕及
	連携強化を図るほか、指導者の育成に努めます。	び利用促進
	また、生涯スポーツと福祉担当課が連携した運動	・各種スポーツ大会の実
	教室や健康教室などの実施に取り組みます。	施など

施策方針(2)町全体で取り組む青少年の健全育成

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
①	子どもたちを育む地域の教育力の低下が懸念され	•青少年育成伯耆町民会
町全体で子ども	る中で、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを	議、こども会育成連絡
たちを育む「共	共に育て、共に学びあう「共育」や地域全体で子供	協議会等関係団体の
育」「見守り」環	たちを見守る体制づくりが必要とされています。	活動支援
境の整備	そのため、青少年健全育成のための体制の強化を	・PTA 協議会等との連携

	図るとともに、関係団体への支援や啓発活動の充実に努めます。	強化と活動支援 ・青少年によるボランティア活動の推進 ・地域指導者の発掘 など
② 家庭教育の充実	家庭教育は、基本的生活習慣の確立や自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、「教育の原点」です。 家庭の教育力向上を図るため町関係部局、保護者、関係団体や地区住民等と連携し、子育て中の親同士の仲間作りや相談体制の充実を図るとともに、家庭の個別のニーズに応じた支援のあり方について検討し、地域全体で子育てをすすめる環境づくりに努めます。	 ・「共育」環境づくり ・放課後子ども教室の設置 ・スクールガードリーダーの配置 ・学校や関係課と連携した子育て教室等の開催など

施策方針(3)人権尊重のまちづくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
	人権問題に関する研修は実施していますが、現実	明るいまちづくり懇談
	を見るとき、実践はまだ不十分な状況にあります。	会の充実等教育・啓発
	これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げら	活動の推進
(1) 人提数	れてきた成果と手法への評価を踏まえて、計画の見	·人権教育 · 啓発推進協
人権教育・人権啓 発の推進	直しや事業の改善などを行い、あらゆる差別の解消	議会の活動支援
	を目指します。	・相談業務の拡充
	また、関係機関と連携して、より充実した人権教	・個別計画に基づく事業
	育・啓発活動を推進します。	の推進 など

施策方針(4)芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
	本町には国の重要文化財である「石製鴟尾」を始	・文化財調査及び文化財
① 文化財の保存と 活用	めとする多くの貴重な文化財や「蛸舞式神事」など	保護
	の伝統行事が存在します。	・文化財教室等の開催
	町民が文化財や伝統行事をとおして、歴史や文化	・郷土学習の支援
	を誇りに思い、有形・無形の文化財を地域で大切に	情報発信、周知活動の
	する気運を醸成します。	充実 など

本町では、町立写真美術館、鬼の館や公民館を中心とした文化活動、岸本風神太鼓・鬼面太鼓など様々な文化活動が行われています。

2

地域芸術文化の 振興

これら文化活動の支援、後継者の育成、文化・芸術にふれる機会の提供や町内の芸術家やその活動の 周知を行うことで、地域の芸術文化の振興と豊かな 人づくりに努めます。

また、文化施設の利用促進に向けた事業の改善や 施設の維持・修繕など適正な管理・運営に努めます。

- ・伝統行事や地域文化活動の開催等支援
- ・文化施設の維持修繕及び利用促進
- ・芸術文化活動の発表の場づくり
- ・芸術文化団体・人材の 活動支援と活動の周 知 など

3. 他部門との密接な連携が想定される事業方針に係る関係部門図

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	教育委員会事務局	
の向上 ・放課後児童クラブ・放課後兄童クラブ・放課後子ども教室・子育て相談 など 公民館総合福祉課保育所 一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の改善・交流事業・情報提供など 教育委員会事務局学校・保育所 確かな学力と規範意識、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実・人権教育・食育、食材提供・体験学習など 数育委員会事務局学校文化センター企業課 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・など 関係事業・スクールバス・交通安全施設整備・など 人権教育・人権啓発の推進・など 教育委員会事務局文化センター企業課 人権教育・人権啓発の推進・など・務員研修・各種相談など・各種相談など・各種相談など・ 教育委員会事務局文化センター公民館総務課任民課	家庭教育の原点である家庭教育力	関係事業		
家庭教育の充実 ・放課後子ども教室 ・子育て相談 など 総合福祉課 保育所 一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善・交流事業 ・情報提供など 教育委員会事務局 学校 総合福祉課 保育所 離かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実 関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 公民館 給食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 ・など 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域再生戦略課 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 地域整備 ・な民館 ・経験課 住民課	の向上	・放課後児童クラブ		
・子育て相談 など 保育所 一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善・交流事業・情報提供など 教育委員会事務局学校 総合福祉課保育所 離かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実・人権教育・食育、食材提供・体験学習など・会育、食材提供・体験学習など・企業課 次化センター 公民館総食センター産業課 安全安心で質の高い教育を支える 関係事業・スクールバス・交通安全施設整備・など・地域整備課・など・地域整備課・など・人権教育・人権啓発の推進・人権教育、啓発・職員研修・各種相談など・各種相談など・経済課 数育委員会事務局文化センター公民館総務課	家庭教育の充実	・放課後子ども教室		
一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善 ・交流事業 ・情報提供など 機合福祉課 保育所 一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善 ・情報提供など 関係事業 ・人権教育・人権啓発の推進 ・など 大権教育・人権啓発の推進 ・人権教育、啓発 ・人権教育、啓発 ・人権教育、啓発 ・人権教育、啓発 ・人権教育、啓発 ・機管理など ・体験学習など ・など 大雄教育・人権を発の推進 ・人権教育、内権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・人権教育、内養 ・、本のはな生活課		・子育て相談 など		
一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善・ で流事業 ・情報提供など 学校 総合福祉課 保育所 離かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実 関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 学校 文化センター 公民館 給食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域再生戦略課 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 地域再生 ・経務課 住民課			保育所	
一貫した理念に基づく保育所・小 学校・中学校の連携・接続の改善・ で流事業 ・情報提供など 学校 総合福祉課 保育所 離かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実 関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 学校 文化センター 公民館 給食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域再生戦略課 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 地域再生 ・経務課 住民課				
学校・中学校の連携・接続の改善・交流事業・情報提供など ・交流事業・情報提供など 総合福祉課保育所 確かな学力と規範意識、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 関係事業・人権教育・人権教育・人権啓発の推進・スクールバス・交通安全施設整備・など 公民館・治食を受力を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を			教育委員会事務局	
・情報提供など 総合福祉課保育所 を合語が課 機会事務局 学校 文化センター ・食育、食材提供・体験学習など 公民館・給食センター産業課 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・スクールバス・交通安全施設整備・など 地域再生戦略課を強います。 人権教育・人権啓発の推進 関係事業・人権教育、啓発・職員研修・各種相談など 数育委員会事務局文化センター公民館総務課 人権教育、啓発・職員研修・各種相談など 総務課 住民課				
 ・情報提供など 保育所 数育委員会事務局学校文化センター・食育、食材提供・体験学習など 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・など 人権教育・人権啓発の推進 人権教育、啓発・放民館・など 大権教育、啓発・放民館・大権教育、啓発・放民館・大権教育、啓発・放民館・大権教育、啓発・放民館・大権教育、啓発・放民館・各種相談など 	学校・中学校の連携・接続の改善		総合福祉課	
株教育・人権啓発の推進 関係事業		・情報提供など		
確かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実 関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 学校 文化センター 公民館 総食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域再生戦略課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 教育委員会事務局 文化センター 公民館 総務課 住民課			11.19721	
確かな学力と規範意識、豊かな心と 健やかな体を育む教育の充実 関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 学校 文化センター 公民館 総食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域再生戦略課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 教育委員会事務局 文化センター 公民館 総務課 住民課				
健やかな体を育む教育の充実 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など 公民館 総食センター 産業課 安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備 ・など 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 地域再生戦略課 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課		1	教育委員会事務局	
・食育、食材提供 ・体験学習など 会全安心で質の高い教育を支える 関係事業 教育環境の整備 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 総務課 住民課	確かな学力と規範意識、豊かな心と	関係事業	学校	
・体験学習など 給食センター 産業課 教育委員会事務局 数育環境の整備 ・スクールバス ・交通安全施設整備 地域再生戦略課 ・など 地域整備課 なのはな生活課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・入権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 総務課 住民課	健やかな体を育む教育の充実	・人権教育	文化センター	
安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 教育委員会事務局 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課		・食育、食材提供	公民館	
安全安心で質の高い教育を支える 教育環境の整備 関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備 ・など 地域再生戦略課 地域整備課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課		・体験学習など	給食センター	
教育環境の整備 ・スクールバス 地域再生戦略課 ・交通安全施設整備・など 地域整備課 なのはな生活課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業・人権教育、啓発・職員研修・各種相談など 公民館 総務課 住民課			産業課	
教育環境の整備 ・スクールバス 地域再生戦略課 ・交通安全施設整備・など 地域整備課 なのはな生活課 なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業・人権教育、啓発・職員研修・各種相談など 公民館 総務課 住民課				
<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""><td>安全安心で質の高い教育を支える</td><td>関係事業</td><td>教育委員会事務局</td></td>	<td>安全安心で質の高い教育を支える</td> <td>関係事業</td> <td>教育委員会事務局</td>	安全安心で質の高い教育を支える	関係事業	教育委員会事務局
・など なのはな生活課 人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課		教育環境の整備	・スクールバス	地域再生戦略課
人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など		• 交通安全施設整備	地域整備課	
人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課		・など	なのはな生活課	
人権教育・人権啓発の推進 関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など 文化センター 公民館 総務課 住民課				
・人権教育、啓発 公民館 ・職員研修 総務課 ・各種相談など 住民課		BB KC 士业	教育委員会事務局	
・職員研修 総務課 ・各種相談など 住民課	人権教育・人権啓発の推進 		文化センター	
・各種相談など 住民課			公民館	
・各種相談など 住民課			総務課	
		・各種相談など 		
			総合福祉課	



〒689-4201 鳥取県西伯郡伯耆町溝口 647 番地 伯耆町教育委員会事務局 電話 0859-62-0927

FAX 0859-62-7172